

国民健康保険事業の運営について

(諮問資料)

国民健康保険の現状と課題

1. 国保の現状と課題

国民皆保険の基盤をなす市町村国民健康保険（以下、「国保」という。）は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、退職者や年金生活者が多くを占め被保険者の所得が低いなどの固有の構造的課題を抱えています。また全国共通の保険給付制度でありながら保険料負担は市町村ごとに大きく異なっています。

これらの課題を解消するため、平成30年度の国保制度改革により、国において財政支援を拡充するとともに、年度間の保険料変動の抑制等を図るため、保険者の規模について、都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとなりました。

こうした中、さらに保険料水準の統一に向けた取り組みを進め、都道府県単位での安定的な財源運営を確保するため、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月に公布されました。これにより令和6年4月から、「保険料水準の平準化に関する事項」、「国保事業の広域的及び効率的な推進に関する事項」が、都道府県国保運営方針への必須記載事項とされ、本県においても次期運営方針の策定が進められているところです。

2. 本市の現状と課題

本市国保においても、少子高齢化の影響により、被保険者数は年々減少傾向にある中で、とりわけ令和4年度以降は、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者医療制度へ移行するなど、被保険者数の減少が加速しています。一方、一人あたり医療費については、高齢化や医療の高度化などの影響により増加の傾向が続いています。

このような状況のもと、国保制度を持続可能なものとし、生命と健康に対する安心を確保していくため、本市は、従来から基本方針3本柱として「1. 保険料収納率の確保・向上対策 2. 医療費の適正化対策 3. 保健事業の充実」を軸とした国保財政の健全化に努めています。

また国保制度改革以降、安定的な財政運営と効率的な事務運営の実現を目指して、事務の標準化や保険料水準の統一を視野に入れた協議も進めており、保険料収納率の向上に向けた徴収体制の強化や、被保険者の健康増進を目指した保険事業や医療費適正化を着実に推進していくことがますます重要になっています。

令和5年度決算及び令和6年度決算見込みについて

【歳入】

(単位:千円)

	R5決算額	R6決算見込	差 引	備 考
① 保険料	2,744,018	2,648,856	▲95,162	
現年度分	2,668,576	2,586,990	▲81,586	
滞納繰越分	75,442	61,866	▲13,576	
② 国庫支出金	488	16,977	16,489	
③ 県支出金	13,287,287	13,163,542	▲123,745	
特別交付金	267,557	230,269	▲37,288	
④ 一般会計繰入金	1,571,802	1,564,510	▲7,292	
⑤ 基金等繰入金	209,000	0	▲209,000	
⑥ 繰越金	69,796	8,755	▲61,041	
⑦ その他	15,913	25,356	9,443	
合 計	17,898,304	17,427,996	▲470,308	

【歳出】

(単位:千円)

	R5決算額	R6決算見込	差 引	備 考
① 保険給付費	13,066,608	12,970,104	▲96,504	
② 国保事業費納付金	4,359,788	3,779,728	▲580,060	
基礎賦課分	2,940,453	2,362,740	▲577,713	
後期支援金等分	1,100,059	1,097,026	▲3,033	
介護納付金分	319,276	319,962	686	
③ 保健事業費	138,899	160,319	21,420	
④ 積立金	49	369	320	
⑤ その他	324,205	341,507	17,302	
合 計	17,889,549	17,252,027	▲637,522	
収支差引	8,755	175,969	167,214	
実質単年度収支	▲269,992	167,583	437,575	

収支の見通し

年 度		R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算 (見込)	R 7 決算 (試算)
科 目					
A	歳 入	17,800,577 千円	17,898,304 千円	17,427,996 千円	17,495,157 千円
	うち繰越金、基金	213,632 千円	278,796 千円	8,755 千円	182,258 千円
B	歳 出	17,730,781 千円	17,889,549 千円	17,252,027 千円	17,483,832 千円
	うち積立金	50 千円	49 千円	369 千円	1,592 千円
C	収 支 差 引 (A - B)	69,796 千円	8,755 千円	175,969 千円	11,325 千円
D	実質単年度収支	▲143,786 千円	▲269,992 千円	167,583 千円	▲154,666 千円

※R 7年度の収支は、保険料率を現行料率のまま据え置きしたと仮定しての試算。

納付金の動向

(単位：千円)

	R 4	R 5	R 6 (見込)	R 7 (見込)
	対前年度額 (比)	対前年度額 (比)	対前年度額 (比)	対前年度額 (比)
基礎賦課分	3,031,461	2,940,453	2,362,740	2,617,858
	16,879 (0.6%)	△91,008 (△3.0%)	△577,713 (△19.6%)	255,118 (10.8%)
後期高齢者支援金分	1,005,278	1,100,059	1,097,026	1,049,750
	△29,826 (△2.9%)	94,781 (9.4%)	△3,034 (△0.3%)	△47,276 (△4.3%)
介護納付金分	314,124	319,276	319,962	317,193
	△6,668 (△2.1%)	5,252 (△1.6%)	687 (0.2%)	△2,769 (△0.9%)
合 計	4,350,863	4,359,788	3,779,728	3,984,801
	△19,615 (△0.5%)	8,925 (0.2%)	△580,060 (△13.3%)	205,073 (5.4%)

令和7年度保険料率について（案）

1. 国の動向

国の「令和7年度税制改正の大綱」では、令和7年度の国民健康保険料の賦課限度額基準（医療分、後期高齢者支援分）を引き上げる見込みです。

【令和7年度国保料賦課限度額（国基準）】

- ・医療分（基礎賦課額） 66万円（現行65万円）
- ・後期高齢者支援金分 26万円（現行24万円）
- ・介護納付金分 17万円（現行どおり）

2. 本市の現状

国保制度が改革された平成30年度以降、国保会計は、鳥取県へ納付する「鳥取県国民健康保険事業費納付金」（以下、「納付金」という。）の多寡が収支に影響するようになりました。

令和7年度の納付金は、被保険者が減少する一方で、一人当たりの医療費が増加傾向にあることから、前年度に比べて約2億円の増が見込まれていますが、本市の保険料率を据え置く場合でも、歳出に必要な歳入を確保できる見通しです。

3. 諮問事項

（1）国民健康保険料の賦課限度額について

【案】医療分、後期高齢者支援分の賦課限度額を国の基準どおり引き上げる。

- ・医療分（基礎賦課額） 66万円（現行65万円）
- ・後期高齢者支援金分 26万円（現行24万円）
- ・介護納付金分 17万円（現行どおり）

（2）国民健康保険料率の見直しについて

【案】保険料率は、現行どおり据え置きとする。

医療分	所得割	6.1%	支援分	所得割	2.7%	介護分	所得割	2.2%
	均等割	20,900円		均等割	9,200円		均等割	9,200円
	平等割	22,000円		平等割	9,000円		平等割	7,000円

本市の保険料率（案）と県が示した標準保険料率

医療分	本市			【参考】標準保険料率		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R 3	$\frac{6.1}{100}$	20,900	22,000	$\frac{6.37}{100}$	26,366	18,207
R 4	$\frac{6.1}{100}$	20,900	22,000	$\frac{6.54}{100}$	27,591	18,334
R 5	$\frac{6.1}{100}$	20,900	22,000	$\frac{6.76}{100}$	27,481	18,946
R 6	$\frac{6.1}{100}$	20,900	22,000	$\frac{5.54}{100}$	22,949	15,572
R 7（案）	$\frac{6.1}{100}$	20,900	22,000	$\frac{6.30}{100}$	27,331	18,024

後期 支援分	本市			【参考】標準保険料率		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R 3	$\frac{2.7}{100}$	9,200	9,000	$\frac{2.72}{100}$	10,999	7,595
R 4	$\frac{2.7}{100}$	9,200	9,000	$\frac{2.62}{100}$	10,728	7,129
R 5	$\frac{2.7}{100}$	9,200	9,000	$\frac{2.98}{100}$	11,753	8,103
R 6	$\frac{2.7}{100}$	9,200	9,000	$\frac{3.19}{100}$	12,827	8,704
R 7（案）	$\frac{2.7}{100}$	9,200	9,000	$\frac{2.94}{100}$	12,516	8,254

介護分	本市			【参考】標準保険料率		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R 3	$\frac{2.2}{100}$	9,200	7,000	$\frac{2.48}{100}$	12,596	6,187
R 4	$\frac{2.2}{100}$	9,200	7,000	$\frac{2.49}{100}$	12,412	6,150
R 5	$\frac{2.2}{100}$	9,200	7,000	$\frac{2.63}{100}$	13,250	6,417
R 6	$\frac{2.2}{100}$	9,200	7,000	$\frac{2.77}{100}$	13,832	6,707
R 7（案）	$\frac{2.2}{100}$	9,200	7,000	$\frac{2.58}{100}$	13,320	6,405

令和5年度答申における建議事項の対応状況

令和5年度答申における建議事項

鳥取市国民健康保険費特別会計は、被保険者のうち前期高齢者の構成比率は5割を超え、加入者の高齢化が進んだことで一人当たりの医療費は増加している。さらに、75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行等の増加により被保険者数が減少したことで、保険料収入も減少しており、厳しい財政運営を迎えつつある。

また、財政運営の責任主体である鳥取県に対しては、市町村が負担する納付金が年度間で大幅な差異が生じないように平準化する仕組みをさらに検討することを期待する。

当協議会は、国保の制度改革に応じながら、今後の財政の健全化及び安定した事業運営ができるよう、次の点について意見を申し述べる。

- 1 財政運営の責任主体である鳥取県に対して、被保険者への保険料負担を考慮し、一人当たり換算した納付金が年度間で大幅な増額・減額とならないように平準化する仕組みづくりを要望すること。

(本市の対応状況)

鳥取県は円滑な国保運営を図るために「県・市町村国民健康保険連携会議」を設置し、県内の市町村と意見交換を行い、必要な調整・協議を行っています。

この会議において、被保険者一人当たりの納付金が年度間で大幅な増額・減額とならないようにするため、県が設置する鳥取県国民健康保険財政安定化基金の財政調整事業を活用し、納付金の著しい上昇が生じる場合には、基金を取り崩して納付金の上昇を抑制する仕組みを早期につくるよう要望しており、県からは具体的な仕組みづくりを研究した上で、市町村と協議する旨の回答をいただいています。

- 2 本市の国民健康保険は、被保険者のうち前期高齢者の構成比率が5割を超え、加入者の高齢化が進んでいる。このような状況から被保険者の健康の保持と医療費の適正化を図るため、フレイル予防など高齢者の特性を踏まえた保健事業にも努めること。

(本市の対応状況)

栄養（食・口腔）、運動、社会参加をフレイル対策の3つの柱とされていますが、今年度は、「お気軽けんこう講座」で、新たに「口腔ケア」と「脚力の健康増進」

をテーマに取り上げ、糖尿病等の生活習慣病予防とフレイル予防の両方に効果を期待できる内容を組み込みながら保健事業を進めています。今後も被保険者の健康の保持と医療費の適正化を図り、安定した国保運営に努めていきます。